

松田町指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、有資格業者（松田町契約規則第3条、第4条及び第29条に基づき入札参加資格者名簿に登録された者。以下同じ。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。なお、別表第2の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

2 前項の規定に関わらず、別表第1については、既に当該事案について責を負わないことが明らかなきとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等）は指名停止を行わない。

3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により新たに指名停止を行う場合の始期は、新たに指名停止を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。

4 同一事案において複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

5 同一事案において既に指名停止を受けた（指名停止期間中を含む。）有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例等)

第3条 指名停止を受けた有資格業者について、当該指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に別表に定める措置要件に該当することとなった場合(原因となる事実又は行為が当初の指名停止を行った後のものに限る。)の指名停止の期間は、別表に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は、2年を超えることができない。

2 独占禁止法の課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を町長に申し出た場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

3 町長は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。

5 町長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名停止開始から2年を超えることができない。

6 町長は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。

(1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるとき(逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等)。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止とな

った有資格業者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。

- (3) 別表第2中第1号及び第4号により指名停止を行った場合は、第1号においては12か月、第4号においては3か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても指名停止を行うものとする。

- 2 共同企業体に係る指名停止は、代表者及びその他構成員(代表者以外の構成員をいう。以下同じ。)に対して行うものとし、その他構成員の指名停止期間は代表者の2分の1とする。ただし、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるその他構成員については、指名停止を行わない。

(指名停止に伴う契約等の制限)

第5条 町長は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。指名競争入札において現に指名しているときは指名を取消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該指名に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

- 2 町長は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。

- 3 町長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- 4 町長は、指名停止期間中の有資格業者に対する工事の下請

又は受託を認めてはならない。ただし、指名停止措置要件が「経営不振」である場合には、民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から受けた後であれば、認めることができる。

5 前4項の規定は、指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員について入れ替えを認めることができる。

6 第1項及び第2項については入札公告等により入札前に周知しなければならない。

(指名停止の通知等)

第6条 町長は、次の各号の措置を行ったときは、次の各号の様式により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は通知しない。

(1) 第1号様式 第2条又は第4条の規定による指名停止

(2) 第2号様式 第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更

(3) 第3号様式 第3条第6項の規定による指名停止の解除

2 町長は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録する。

(指名停止等審査委員会)

第7条 町長は、この要領に規定する事項を処理するため、指名停止等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置くことができる。

2 審査委員会の事務は松田町建設工事等入札業者指名選考委員会規程（昭和59年松田町訓令第1号。以下、この条において「規程」という。）に規定する松田町建設工事等入札業者指名選考委員会に委託する。

3 審査委員会の運営に関し必要な事項は、準用して使用する

規程第3条、第4条、第6条及び第8条に規定するもののほか審査委員会において定める。この場合において、準用後の第6条第2項の規定は「前項の規定にかかわらず審査委員会が定めた事項については、回議審査とすることができる。」と、準用後の第6条第3項の規定中「全委員」とあるのは「審査委員会が定めた者」と読み替えるものとする。

(報告)

第8条 工事等担当課の長は、発注工事等において指名停止に該当すると思われる事項が発生したときは、町長あて第4号様式により報告するものとする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指名停止等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(松田町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の廃止)

2 松田町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和63年4月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行前に有資格業者によって行われた行為等に係る指名停止の措置については、なお従前の例による。

別表第1

措置要件	区分		期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本町発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>			3か月
<p>(粗雑工事)</p> <p>2 本町の発注の工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑に行つたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。</p>			3か月
<p>(契約違反等)</p> <p>3 本町の契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>			2か月
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 不適切な安全管理により公衆に死亡者等の事故を生じたとき（※2）</p>	<p>本町発注 契約</p>	死亡者を生じたとき（※1）	6か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき（※1）	3か月
	<p>近隣発注者 契約 ※3</p>	死亡者を生じたとき	5か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	2か月
	<p>上記以外の 発注者契約</p>	死亡者を生じたとき	3か月
<p>(関係者事故)</p> <p>5 不適切な安全管理により関係者に死亡者等の事故を生じたとき</p>	<p>本町発注 契約</p>	死亡者を生じたとき	4か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	2か月
	<p>近隣発注者 契約</p>	死亡者を生じたとき	3か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	1か月
	<p>上記以外の 発注者契約</p>	死亡者を生じたとき	2か月

(工事成績不良) 6 本町発注工事の施工に当たり、 松田町請負工事成績評定要領に基 づく総合評価の評定点が 55 点未満 で工事成績が不良であるとき	評価点が 50 点未満のとき。		3 か月
	評価点が 50 点以上 55 点未満のとき。		2 か月
(贈賄) 7 有資格業者である個人又は有 資格業者である法人の役員若し くは使用人が贈賄の容疑により 逮捕され、又は起訴されたとき。	本町発注契約		1 2 か月
	近隣発注者契約		9 か月
	上記以外の発注者契約		6 か月
(談合等) 8 有資格業者である個人又は有 資格業者である法人の役員若し くは使用人が競売入札妨害又は 談合の容疑により逮捕され、又は 起訴されたとき。	本町発注契約		1 2 か月
	近隣発注者契約		9 か月
	上記以外の発注者契約		6 か月
(不当な取引制限等) 9 独占禁止法第 3 条又は第 8 条 第 1 項第 1 号に違反したとき	本町発注 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又 は逮捕されたとき	1 2 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出され たとき	6 か月
	近隣発注者 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又 は逮捕されたとき	9 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出され たとき	5 か月
	上記以外の 発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又 は逮捕されたとき	6 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出され たとき	3 か月

<p>(建設業法違反)</p> <p>10 工事の施工に当たり、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し営業停止処分を受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	本町発注契約	3か月
	近隣発注者契約	2か月
	上記以外の発注者契約	1か月
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 本町発注の契約に関して不正又は不誠実な行為をしたとき。</p>	落札決定後の契約の辞退等著しく信頼関係を損なう行為があったとき。	2か月
	有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、業務に関連する法令違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。	3か月
	有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告されたとき。	3か月
<p>(経営不振)</p> <p>12 手形若しくは小切手の不渡り又は銀行取引停止となる等倒産状態に陥り、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>		経営状態が安定したと認められる日まで

※1 「死亡者」とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。

※2 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び本町工事にあつては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。

※3 近隣発注者契約の近隣とは、南足柄市及び足柄上郡中井町、大井町、山北町、開成町の区域内の発注を言う。

別表第2

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団等)</p> <p>1 有資格業者である個人が松田町暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>2 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例（以下、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>3 有資格業者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p>	<p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>5 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、町又は警察に通報しなかったと認められたとき。</p>	<p>3か月</p>